

公の施設使用料の減免制度の見直し方針について

1 見直しの趣旨

市では、集会施設や体育施設など多くの施設において、維持管理経費に対する使用料収入の割合が 1 割から 2 割程度であるほか、現在の減免基準の運用について利用者に戸惑いの声がある現状を踏まえ、減免制度について見直しを行うこととしました。

2 前回（7月）の意見交換会の主な意見

- ・ 減免制度の見直しにより、地域住民が自主的に行っている様々な活動が影響を受け、施設の利用率が下がってしまうのではないかと懸念されている。
- ・ スポーツ振興や総合型地域スポーツクラブの取組との整合を図るべきである。
- ・ 青少年の活動から使用料を徴収することは少子化対策に反するのではないかと懸念されている。
- ・ 少人数の団体は、一人当たりの負担額が大きくなり、活動の回数を減らすことになる。
- ・ 地域の施設を地域で使う場合は使用料を 100%減免としてはどうか。
- ・ 減免率 50%への見直しは急激であり、段階的な見直しを検討してほしい。
- ・ 団体の予算作成の関係上、年度途中での見直しは厳しい。

3 減免基準見直し案のポイント（意見交換会の意見等を参考に再整理したもの）

(1) 地域における様々な活動に対する支援 [貸館施設の減免のあり方]

- ・ 地区集会施設や公民館などの貸館施設は、町内会などの地縁組織が主催する総会・会議、健康講座などのほか、青少年育成を行う団体の活動の場となっています。
- ・ このような地域における様々な活動の継続・発展を支援するため、町内会や子ども会などの地縁組織や青少年育成を行う団体が、団体のある地域自治区内の地域の集会施設を利用する場合は、従来どおり使用料を 100%減免とします。
- ・ ただし、広域的な利用を見込む市民プラザなどの一般施設、拠点施設は原則どおり 50%減免とするほか、町内会や子ども会などであっても、一部の有志の方たちによる趣味的な利用（料理教室、合唱、輪投げ等）については、どの施設も、これまでどおり使用料をいただくこととします。

* 町内会などの地縁組織の減免の取扱い [貸館施設]

・ 団体のある地域自治区内の地域の集会施設（地区集会施設、公民館等）	100%減免
・ 一般施設（市民プラザ、教育プラザ等）	50%減免
・ 拠点施設（文化会館、リージョンプラザ上越）	

(2) 市のスポーツ振興施策を踏まえた減免措置の位置付け [体育施設の減免のあり方]

- ・ スポーツ振興については、地域においてスポーツ活動の推進や青少年の育成に向けた様々な取組が行われており、市として今後も取り組んでいく必要があることから、スポーツ活動を行う定期利用団体（青少年育成を行う団体等）と、それをサポートする市体育協会や総合型地域スポーツクラブの活動について、体育施設や学校開放体育施設の減免措置等により支援を行います。

* 市体育協会や総合型地域スポーツクラブの減免の取扱い [体育施設]

・ 一般施設（各区の体育館、グラウンドやテニスコート等）	100%減免
・ 団体のある中学校区内の学校開放体育施設	
・ 専門施設（人工芝グラウンド、総合運動公園テニスコート等）	
・ 拠点施設（総合体育館、高田公園野球場等）	減免なし

青少年育成を行う団体は下記(3)のとおり。

(3) 青少年育成の活動に対する支援

- ・ 青少年育成については、市として今後も推進していく必要があることから、市の貸館施設や体育施設が青少年育成の場となっていることを踏まえ、青少年育成を行う団体の活動に対し、減免措置により支援を行います。

* 青少年育成を行う団体の減免の取扱い

【貸館施設】

・ 団体のある地域自治区内の地域の集会施設（地区集会施設、公民館等）	100%減免
・ 一般施設（市民プラザ、教育プラザ等）	50%減免
・ 拠点施設（文化会館、リージョンプラザ上越）	

【体育施設】

	市体育協会等の加盟団体	非加盟団体
・ 一般施設（各区の体育館、グラウンドやテニスコート等）	100%減免	50%減免
・ 団体のある中学校区内の学校開放体育施設		
・ 専門施設（人工芝グラウンド、総合運動公園テニスコート等）	50%減免	減免なし
・ 拠点施設（総合体育館、高田公園野球場等）	減免なし	

(参考) 減免基準の基本的な考え方

公の施設の使用料は、応益負担(自分が受けた利益に応じたものを負担すること。)の考え方により、利用者が負担することが原則です。

したがって、減免は例外措置であり、次のことを基本とします。

- ・ 市主催事業や学校の授業などは 100%減免とします。
- ・ 市民や各種団体の利用は、公益的な活動など一定の利用目的について、市と利用者として折半するという考え方から 50%減免を基本とします。

4 運用について

- ・ 窓口における利用予約や受付の受付の手続、減免の取扱いの差異がなくなるよう、登録制の導入のほか、窓口での運用方法の改善に努めます。

5 新しい減免基準の開始時期

- ・ 年度途中の減免率の変更は、利用団体の活動に支障が伴うとの意見を踏まえ、新しい減免基準の開始の時期は、平成 28 年 4 月 1 日からとします。

対象施設 対象者・利用目的		現在の減免率	貸館施設			学校開放体育施設	体育施設		
			地域の集会施設 (地区集会施設、公民館等)	一般施設 (市民プラザ、教育プラザ等)	拠点施設 (文化会館、リージョンプラザ)		一般施設	専門施設 (大潟体操アリーナ、柿崎人工芝グラウンド、陸上競技場等)	拠点施設 (リージョンプラザ、総合体育館等)
市主催事業		100%減免	100%減免			100%減免	100%減免		
市内の幼稚園・保育園・小中学校	授業・部活動						100%減免 部活動は時間制限を検討		減免なし
市が育成、立上げに関与した団体等(町内会長連絡協議会、13区住民組織、健康づくりリーダー等)	総会・会議、行事					【中学校区内の施設】 100%減免 【中学校区外の施設】 50%減免	100%減免		
市共催事業		50%減免	50%減免			50%減免	50%減免		
高等学校	授業・部活動					減免なし	50%減免 部活動は時間制限を検討		減免なし
各種連合体(子ども会連合会、老人クラブ連合会、連合婦人会、文化協会、防災士会など)	総会・会議、行事	100%減免	50%減免			【中学校区内の施設】 100%減免 【中学校区外の施設】 50%減免	【団体のある地域自治区内の施設】 100%減免 【地域自治区外の施設】 50%減免		減免なし
地縁組織(町内会、子ども会、老人会、婦人会、青年会など)	総会・会議、行事(一部の有志による趣味的な利用は対象外)						減免なし		
上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブ	総会・会議、大会、スポーツ教室、講習会	50%減免 100%減免 利用目的による	【団体のある地域自治区内の施設】 100%減免 【地域自治区外の施設】 50%減免			【中学校区内の施設】 100%減免	100%減免		減免なし
各種競技協会・連盟(野球協会、バレーボール協会、ゲートボール連盟など)		50%減免				【中学校区外の施設】 50%減免	50%減免		
青少年(小中学生)のクラブ	上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブの加盟団体かつ定期利用団体	100%減免	50%減免			【中学校区内の施設】 100%減免 【中学校区外の施設】 50%減免	100%減免	50%減免	減免なし
	上記以外						総会・会議、大会、団体の日常的な練習	50%減免	
上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟する団体(青少年以外)		減免なし	減免なし			減免なし	50%減免		
市の講座修了者による自主グループ、大学等		50%減免				減免なし			

	← 広域的な利用がある施設										→ 地域密着型の施設									
高田区	ミューゼ'雪小町			雁木通りプラザ		高田地区館	女性リポートセンター	駅前コミュニティルーム												
	人材ハイスクール			高田小町		南三世代交流プラザ														
新道区						福祉交流プラザ														
金谷区						芙蓉荘	新道分館													
							新道多目的研修センター													
金谷区						金谷分館		中ノ俣多目的研修センター												
諏訪区						諏訪分館														
和田区						ラーバンセンター	和田分館													
							和田地区多目的研修センター													
津有区						ファームセンター	津有分館													
春日区	文化会館	市民プラザ		春日謙信交流館		春日分館(春日謙信交流館)		岩木多目的研修センター												
三郷区						三郷分館														
高士区						高士分館		高士多目的研修センター												
直江津区		学びの交流館		レインボ-センター		(学びの交流館、レインボ-センター)	五智歴史の里会館													
有田区	リージョンプラザ	教育プラザ	ワークハル	カルチャーセンター		直江津地区館(カルチャーセンター)		田園多目的研修センター												
						有田分館														
八千浦区						はまぐみ														
八千浦区						八千浦分館														
保倉区						保倉分館														
北諏訪区						北諏訪分館														
谷浜・桑取区						谷浜分館	桑取分館													
						谷浜多目的研修センター	桑取多目的研修センター	高住多目的研修センター												
安塚区						安塚ミプラ		中川地域生涯学習センター	須川地域生涯学習センター	伏野地域生涯学習センター										
						安塚地区館		菱里地域生涯学習センター	船倉地域生涯学習センター	克雪管理センター										
浦川原区						浦川原ミプラ	浦川原地区館	里山地域活性化センター	横住総合交流促進センター											
大島区						大島ミプラ	就業改善センター	大島分館	旭分館	保倉分館	葛蒲分館	大島地域生涯学習センター								
						大島ゆきわり荘	大島地区館	大島生活改善センター	大島旭農村環境改善センター	大島若者交流会館	葛蒲農村環境改善センター									
牧区						牧ミプラ														
牧区						牧地区館														
柿崎区						柿崎ミプラ	柿崎地区館	下黒川分館	七ヶ地区コミュニティセンター	大出口荘	就業改善センター	川西分館								
											黒川分館									
大潟区						大潟ミプラ	大潟地区館	14の分館(町内会館)	長崎多目的共同施設											
									長崎分館											
頸城区		ユ-ビ-アくびき				頸城地区館、大濃分館(ユ-ビ-アくびき)		西部分館	大坂井分館	南川分館	明治東分館(町内会館)									
						頸城ミプラ		明治分館	明治南分館											
吉川区						吉川ミプラ	吉川多目的集会場	吉川旭地域生涯学習センター	竹直分館	源分館	勝穂分館	水源分館(遊ランド)	旭分館							
						吉川地区館	吉川分館	源地域生涯学習センター	東田中分館	泉谷分館	川谷分館		旭農業拠点センター							
中郷区		は-とびあ中郷				中郷地区館(は-とびあ中郷)		片貝地域生涯学習センター												
						中郷ミプラ														
板倉区						板倉ミプラ	農村環境改善センター	針分館(小学校)	山部分館(小学校)	豊原分館(小学校)	宮島分館(小学校)	寺野分館	筒方分館							
							板倉地区館(公民館)					菰立分館								
清里区						清里ミプラ	清里活性化交流施設	榑池地域生涯学習センター												
						清里地区館														
三和区						三和ミプラ	三和地区館	越柳地区研修センター	三和北部地区農業振興センター											
名立区						名立ミプラ	名立北分館公民館	下名立地域生涯学習センター	下名立分館	円田荘	上名立分館	不動分館	不動地域生涯学習センター							
						名立地区館														

一般施設

地域の集会施設

拠点施設

体育施設における減免の考え方について

体育施設使用料の減免基準の見直しにつきましては、体育施設としての本来の設置目的とスポーツ振興に寄与する団体等（定期利用団体）を支援することを基本に以下の観点で見直しを行いました。

（見直しの観点）

- ・ 施設の性質の違いで整理する。（学校施設は青少年の教育の場であり、体育施設は広く市民がスポーツを行う場として施設を整理する。）
- ・ 施設のグレードの違いで整理する。（施設の規模や機能によって施設使用料や維持管理コストに違いが生じている実態を捉えて施設を整理する。）
- ・ 活動内容の違いで整理する。（スポーツの振興を踏まえ、積極的な活動が認められる定期利用団体及び青少年を主体とした活動を支援する。）

施設	対象者	スポーツ振興	青少年の育成	条 例
		上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟している定期利用団体	中学生以下を対象に活動しているスポーツ団体	
（拠点施設） グループ A	リージョンプラザ上越 上越市総合体育館 柿崎総合体育館 高田公園野球場	減免なし	減免なし	市主催 ・ 市共催
	教育プラザ体育館 少年野球場 大潟体操アリーナ 柿崎人工芝グラウンド 高田公園陸上競技場 上越総合運動公園テニスコート オールシーズンプール	50%減免	減免なし	
（一般施設） グループ B	グループ A、B 以外の体育施設	50%減免	50%減免	
	学校開放体育施設	減免なし	100%減免 団体のある中学校区外 の施設は50%減免	
（学校開放体育施設） グループ D	学校開放体育施設	減免なし	100%減免 団体のある中学校区 外の施設は50%減免	

（減免率の一覧）

対象者	体育施設（グループ B・C）		学校開放体育施設 減免率
	減免率	見直しの視点	
市内の幼稚園・保育園・小中学校	B：100% C：100%	学校の部活動は学校で実施することを基本に、学校で実施できない場合に限り、一定時間までの利用を許可する。	100%
市内の高等学校	B：50% C：50%	市が育成、立上げに関与した団体のため、一定の施設を減免とする。	0%
町内会長連絡協議会、PTA連絡協議会、13区住民組織、健康づくりリーダー、食生活改善推進員、運動普及推進員	B：100% C：100%	市が育成、立上げに関与した団体のため、一定の施設を減免とする。	中学校区内 100% 中学校区外 50%
子ども会連合会、老人クラブ連合会、連合婦人会など	B：0% C：100%	各種団体を取りまとめる公益性のある団体であるため、一定の施設を減免とする。	中学校区内 100% 中学校区外 50%
町内会、子ども会、老人会、婦人会、青年会、PTAなど	地域自治区外の施設は 50%	地域活動の主体であるため、一定の施設を減免とする。	
上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブ	B：100% C：100%	当該団体の設立目的がスポーツ全般の振興であるため。	
各種競技協会・連盟（野球連盟、バレーボール連盟、ゲートボール連盟など）	B：50% C：50%	当該団体の設立目的が各競技種目の普及であるため。	
上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟している定期利用団体で、かつ青少年のスポーツクラブ	B：50% C：100%	当該団体がスポーツ振興及び青少年の健全育成に寄与しているため。	0%
上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟していない青少年のスポーツクラブ	B：0% C：50%	当該団体が青少年の健全育成に寄与しているため。	
上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟している定期利用団体で、かつ青少年以外のスポーツクラブ	B：50% C：50%	当該団体がスポーツ振興に寄与しているため。	

（補足事項）

- ・ 定期利用団体（毎週1回以上の定期利用）の支援に関しては、使用料の減免と合わせて活動拠点となる場所（施設）の確保を考慮しており、施設の年間予約を市全体の学校施設と体育施設で導入し、定期利用団体の円滑な活動を支援します。
- ・ 学校の部活動に関しては、各学校施設で行われることを原則とし、学校施設で部活動ができない場合に限り、体育施設等の使用を認めます。ただし、一般利用者の妨げとならないよう使用時間は午後7時までとし、その後の予約がなければ使用を継続できることとします。
- ・ 本減免基準の適用の対象は占有利用の場合であり、共用利用（陸上競技場やプールなどを個人で利用する場合）は減免基準の対象外となります。

貸館施設（社会教育施設）における減免の考え方

（見直しの観点）

- ・ 「新しい公共」の観点から、地域活動を活発化させ、誰もがまちづくりに参画しやすくするため、身近な地区（原則：地域自治区）内の集会施設の利用については減免対象とします。
- ・ ただし、スポーツハウスはまぐみ、カルチャーセンターの体育館、ユートピアくびきの体育施設は、体育施設に準ずるものとします。

施設	対象者	地縁組織	青少年の育成 （中学生以下）	左記のうち	条 例
		施設のある地 域自治区内の地 縁組織	施設のある地 域自治区内の青 少年のクラブ	地域自治区外の 団体	市主催 ・ 市共催
拠点施設	・文化会館 ・リージョンプラザ上越	50%減免	50%減免	50%減免	100%減免 ・ 50%減免
	・レインボーセンター ・直江津学びの交流館 春日謙信交流館 カルチャーセンター （体育館を除く） ユートピアくびき （体育施設を除く） はーとぴあ中郷	100%減免	100%減免	50%減免	
一般施設	・高田地区公民館 ・女性サポートセンター ・13区の地区公民館 ・合併前上越市の分館 ・生涯学習センター ・その他の集会施設	100%減免	100%減免	50%減免	

網掛け施設は社会教育施設外

（体育施設に準じる施設）

体育施設に準ずる施設	・ユートピアくびき （多目的広場・B&G海洋センターのプール）	体育施設における減免の考え方 専門施設
	・スポーツハウスはまぐみ ・カルチャーセンター（体育館） ・ユートピアくびき（上記以外の体育施設）	体育施設における減免の考え方 一般施設

（減免率の一覧）

対象者	地域の集会施設（社会教育施設）	
	減免率	利用目的
市内の幼稚園・保育園・小中学校	100%減免	授業、部活動、行事
市内の高等学校	50%減免	
町内会長連絡協議会、PTA連絡協議会、13区住民組織、健康づくりリーダー、食生活改善推進員、運動普及推進員、地域青少年育成会議等	100%減免	総会、会議、行事
子ども会連合会、老人クラブ連合会、連合婦人会等	100%減免	総会、会議、行事
左記 町内会、子供会、老人会、婦人会、青年会、PTA等 （施設のある地域自治区内の地縁組織）	100%減免	総会、会議、行事 （一部有志の利用や趣味的な活動は対象外）
左記 定期利用が認められる青少年のクラブ（ダンス、武道など）等 （施設のある地域自治区内の青少年のクラブ）	100%減免	総会、会議、大会、団体の日常的な練習

減免の対象は、各団体の目的に沿った使用に限ります。（懇談、会議等の後の飲食、スポーツや趣味的な活動、物販は対象としません。）